

意見募集要領

1 意見公募対象

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正平成 29 年総務省告示第 297 号）の解説」（新旧対照表）

「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（案）」

「同意取得の在り方に関する参照文書（案）」

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、人口減少等の社会構造の変化、電気通信市場のグローバル化等に対応し、電気通信サービスに係る利用者利益等を確保するため、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うための「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出し、可決成立の後、令和 2 年 5 月 22 日（金）に公布されたところです。これに伴い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正平成 29 年総務省告示第 297 号）の解説」の改正案を作成しました。

また、「プラットフォームサービスに関する研究会」（座長：宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）における議論を踏まえ、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（案）」及び「同意取得の在り方に関する参照文書（案）」を策定いたしました。

つきましては、本改正案、執行指針案、参照文書案について、令和 2 年 12 月 5 日（土）から令和 3 年 1 月 8 日（金）までの間、意見を募集します。

（別添の報道資料の「電気通信事業法改正に伴う「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案等に対する意見募集」のとおり。）

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 提出期間

令和2年12月5日（土）から令和3年1月8日（金）まで（必着）
（郵送についても、締切日に必着とします。）

5 提出様式

別添意見提出フォーマットに、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。
意見を補足する資料があれば、A4判（様式自由）で添付してください。

6 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送による提出の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： sys-2ndtcpd_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
制度・個情係 宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（4）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
制度・個情係 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願い

する場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（3）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5868

担当電話：03-5253-5847

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
制度・個情係 宛て

※担当者に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

（4）電子政府の総合窓口〔e-Gov〕を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（1）の方法により提出してください。

7 留意事項

- ・ 本意見募集で提出された御意見等につきましては、今後の議論等の参考とさせていただきます。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場

合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・ 御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

8. 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担 当：丸山課長補佐、今村専門職、三宅係長、河内官

電 話：03-5253-5847

F A X：03-5253-5868

電子メールアドレス：sys-2ndtcpd_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	
氏名(※2)	
住所(※2)	
連絡先	連絡担当者氏名: 電話: e-mail:

※1 個人の場合は「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

意見提出フォーマット

下欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説(新旧対照表)」「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針(案)」「同意取得の在り方に関する参照文書(案)」を抜粋する形で設けたものです。

＜電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説(新旧対照表)＞	
(該当ページ、該当箇所)	(御意見)
＜通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針(案)＞	
(該当ページ、該当箇所)	(御意見)
＜同意取得の在り方に関する参照文書(案)＞	
(該当ページ、該当箇所)	(御意見)